

総務委員会会議録

- 1 日時 令和2年 6月25日(木)
- 2 場所 全員協議会室
- 3 開会 午前10時40分
- 4 閉会 午後 0時31分
- 5 出席者 委員長 小沼秀朗 副委員長 松浦昌巳
委員 鈴木正治 委員 鷺山喜久
委員 大石勇 委員 藤澤恭子
- 当局側出席者 総務部長、企画政策部長、危機管理部長、
消防長、南部行政事務局長、会計管理者、
議会事務局長、所管課長
事務局出席者 議事調査係 松永友理子

6 審査事項

- ・議案第69号 令和2年度掛川市一般会計補正予算(第4号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費(第1項のうち所管外部分を
除く)
第9款 消防費
第2条 債務負担行為の補正
第3条 地方債の補正
- ・議案第75号 掛川市税条例等の一部改正について
- ・議案第79号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- ・閉会中継続調査の申し出事項 5項目で了承

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和2年 6月25日

市議会議長 大石 勇 様

総務委員長 小沼 秀 朗

7 会議の概要

令和2年6月25日（木）午前10時40分から、全員協議会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 付託案件審査

[10:42 ~ 11:5

2]

①議案第69号

令和2年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入中 所管部分

歳出中 第1款 議会費

第2款 総務費（第1項のうち所管外部分を除く）

第9款 消防費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

歳出：第2款 総務費

[財政課、説明 10:42 ~ 10:47]

[質 疑 10:47 ~ 10:53]

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○鈴木正治委員

P5の債務負担行為については、どんな内容が含まれているか。また、人件費が含まれているのは、この間にないものが含まれているのか。

●都築財政課長

この調理業務の内容は、各学校に給食を提供するための人件費であるとか、調理業務委託全般である。今回は、1年間分の調理業務に必要な経費のみを盛り込んであるので、次年度に送るというものはない。元々、本年度から5年度までの債務負担行為を組むということでしたが、長期で契約を締結することで、全体の調理業務の経費が削減できるという予測の元に、来年度は、新たに期間を定めて債務負担行為をお願いしたいと考えている。

○鈴木正治委員

来年度は、人件費は下げることになるのか。

●都築財政課長

人件費関係は、見積もりが変わってくると思うので、限度額を定めた上で適正な範囲内で契約をさせていただきたいと考えている。

○鷺山喜久委員

P16の国庫支出金の関係であります。9目の地方創生臨時交付金2億5,300万円は、使い道は、かなり自由に使えるようメニューも沢山あったが、工房つつじなどでは、お祭りの軒花の売り上げが減ることが予想される。特に、ボーナスが大変であるが、こういったところにも臨時交付金を使えないか。具体的に、現在このようになっているということがあればお教え願いたい。

●都築財政課長

今回、国の第2次補正で2兆円の地方創生臨時交付金が追加された。その中で、交付金

のメニューに計上できる経費が具体的になってきた。その中には、障がい者施設、あるいは授産所など、今回のコロナの影響に伴って目減り分の支援ができるということである。

これから、2次分の交付金の実施計画を策定していくので、市内各施設の状況調査をした上で、必要があれば経費の中に盛り込んでいきたいと考えている。

○鷺山喜久委員

職員もびりびりしており大変な思いをしている。給料が減額になってしまうようであれば助成、補給をお願いしたいということを述べておく。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

[行政課、説明 10:54 ～ 10:56]

[質 疑 10:56 ～ 11:04]

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○松浦昌巳副委員長

研修のことで少し伺いたい。今回、コロナの関係で需要が高まっている分野、ITであるとか遠隔の会議であるとか、このような新たな研修は盛り込まれているのか。

●高塚行政課長

今年度、予定していた特別研修の中には、ITなどの研修は含まれていない。今年度の研修の中には、ハードクレーム研修や部下育成研修などがあったが、中止や延期にさせていただいた。

●高柳総務部長

職員も得意分野があるので、どこまで今の時代に合った研修ができるか分からないが、得意分野を活かした形でできればいいかなと思っている。これがITの分野ができるかどうかは分からないが、広い意味で検討していきたいと考えている。

○松浦昌巳副委員長

職員の中には、優れた能力を持っていらっしゃる方が沢山いるので、そのような努力をしていただきたいと思います。今現在、サークルであるとか、職員のグループができ上がるというような動きはあるか。

●高塚行政課長

そのような動きは特に聞いていない。

○鈴木正治委員

特別研修費だが、職員研修委託料が、かなり減額され補正後が178,000円となったが、これは、どういうことに使うのか。

●高塚行政課長

これは、4月に実施した新規採用職員のOJT研修の委託料である。コロナの対応の中ではあったが、新規採用職員の人材育成上、必要と判断して、コロナの対策を講じて実施した。

○藤澤恭子委員

研修を受けられなかったことにより、昇格に響くことはないのか。

●高塚行政課長

勤務評定があるので、昇格に影響することはない。

○鷺山喜久委員

P41の人材育成費の見直しの種別が中止であるが、これだけはやっておくべき研修はなかったのか。

●高塚行政課長

基本研修については、新規採用職員や新たに係長や課長になった職員の研修を、改めて日程調整してやっていきたいと考えている。

○鷺山喜久委員

新規採用職員や新たに課長になった職員など、鉄は熱いうちにということで、早いうちに研修すべきと思うが、具体的な日程は決まっているのか。

●高塚行政課長

新規採用職員は8月に、新任係長は7月、新任課長は10月に予定している。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

[納税課、説明 11:04 ~ 11:06]

[質 疑 11:06 ~ 11:07]

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○鷺山喜久委員

掛川の顧問弁護士ではないか。

●村木納税課長

掛川市の顧問弁護士ではない。名古屋からの弁護士である。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

[企画政策課、説明 11:07 ~ 11:11]

[質 疑 なし]

[市長政策室、説明 11:12 ~ 11:13]

[質 疑 11:13 ~ 11:18]

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○大石勇委員

シートピアの評価については、譲渡に向かったの評価かなのか。

●山本企画政策部長

昨年度の公共施設の再配置構想の中では、シートピアは譲渡ということになっている。

今回、補正予算をお願いするのは、それに向けて、シートピアの今後の経営の可能性や分析をさせていただきたいと考えている。また、政策提言に沿った形で調査をしたいと考えている。

○大石勇委員

ビジョンで考えられている距離と場所について伺う。

●山田市長政策室長

概ね、大東・大須賀の海岸線10kmを予定している。

○鈴木正治委員

シートピアの評価をもとに、来年度、若しくは再来年度に他の業者に発注できるくらいの準備になるのか。

●山本企画政策部長

将来に向けての調査になるが、まだ具体の実施プランまでには踏み込めないのかなと考えている。少し客観的なものをお示しする中で方向について、皆さんにご協議をお願いしたいと考えている。

○藤澤恭子委員

シートピアの施設評価並びに策定終了期限をお教え願いたい。

●山本企画政策部長

全体は令和2年度を予定している。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

歳出：第9款 消防費

[危機管理課、説明 11:18 ~ 11:21]

[質 疑 11:21 ~ 11:26]

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いする。

○鈴木正治委員

今回のコロナの問題が発生している時に、密は避けなくては行けないが、従来とは違う防災リーダーの養成講習が必要ではないか。

●戸塚危機管理課長

防災リーダー養成講座については、今回減額となって内容を見直す訳であるが、10年間で

1,000人受講してもらいたいという目標を持って、現在、8年目で800人を超えている。初級編、中級編、上級編と分かれているが、今回は、新たに初級編を受けてもらい、防災リーダーとして地元で活躍してもらえるような方を養成したいということで、初級編を開催していきたいと考えている。

通常は、消防署で開催しているが密になってしまうので、今年度は市役所の会議室に変更したり、人数制限を行い実施していきたいと考えている。

○鈴木正治委員

今のようなコロナの状況下においては、なんらかの対応が必要ではないか。

●戸塚危機管理課長

講座の中に、先般、コロナ対応の防災訓練を実施しているので、そのような観点を講座の中に盛り込んだうえでの講習としていきたいと考えている。

●浦野危機管理課監

付け加えると、大きな会場で沢山の人を集めて行う会場費がかかるものについては、当然考えていく。また、小規模の無料の会場であったり、ICT、動画チャンネルを使いながら発信をしていく。ただし、やらなくてはいけない研修や訓練はしていきたいと考えている。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

歳出：第1款 議会費

[議会事務局、説明 11:26 ~ 11:27]

[質疑なし]

歳出：第9款 消防費

[消防総務課、説明 11:28 ~ 11:32]

[質疑 11:32 ~ 11:38]

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○鷺山喜久委員

補正予算説明資料の1ページ目、講師謝礼25万円ということだが、1人分ではないと思うが、何人分か。

●平井消防総務課長

この講師謝礼は、救急講習会を年間約100回程開催するにあたり、fanという団体に1回につき3~4人の講師をお願いしている。年間通じて100回全て出ていただく訳ではないが、消防職員と協働して行っている。その謝礼として25万円という固定の金額でお願いをしている。

○松浦昌巳副委員長

先日、危機管理課の職員がコロナ対策の動画を作ったとのことであるが、災害の避難所運営などに活かせるのではないかと思う。救命救急の動画であるとか、市の取り組みなど、これからの計画があれば教えていただきたい。

●平井消防総務課長

今おっしゃった動画作成などは必要だと感じている。今、職員が試験的に動画を作成しており、市民向けに配信できればと考えている。今月末には仕上がるので、視聴をし修正のうえ必要であれば配信していきたいと考えている。

○鷺山喜久委員

はしご車の購入が延伸され、職員が気落ちしてないか。

●平井消防総務課長

職員は整備されるつもりで教育・訓練をしていたので、落ち込む職員もいたが、中止で

はなく、また来年度に向けて準備をしてもらうことで、モチベーションを持つようにしてもらっている。

○鈴木正治委員
はしご車の契約発注はしていたのか。

●平井消防総務課長
契約発注は、まだ行っていない。

○鈴木正治委員
発注は、いつ頃の予定であったのか。また、来年度に延ばしたが、来年度ではいつ頃の予定になるのか。

●平井消防総務課長
この6月の議会においてお認めをいただき、契約をする予定であった。来年度は、国の補助金も今年よりも大変になるのではないかと予想されるので、今のところは、予算をお願いしていくという程度しかお答えできない。

○小沼秀朗委員長
以上で質疑を終了する。

○小沼秀朗委員長
委員会討議をお願いする。

○大石勇委員
コロナの関係で講師謝礼を減らすということは、今までとやり方を変えると思うが、わざわざ講師に来てもらうよりも、内々でやるということだと思うが、その辺が心配である。

○松浦昌巳副委員長
中止になった会議とかイベント等の講師については、マイナスにしてもいいが、大石委員のおっしゃるとおり、これから計画していく中では、やり方を考えたうえでの講演とかは考えていく必要があると思う。

○鈴木正治委員
私も同じで、3密対策等は必要であるので、開催方法は検討しなくてはいけない。すべてを止めるのではなく、これだけは必要だというものを各所で一つや二つはやるべきだと思う。金額的には、大きな額ではないので一つ二つは出すべきと思う。

○鷺山喜久委員
コロナと言えば、大概みんな分かりましたということで配られた資料を見ると、その理由は、中止、縮小、延伸の3つに分けられる。コロナと言えばだいたい通ってしまう。そうではなく、何かやることによって、職員や市民の皆さんに元気がでることはやっていくべきではないかと思う。元気がないと全体が縮こまってしまうし、コロナの終息がわからないでは具合が悪いと思う。

○藤澤恭子委員
講師の謝礼についてだが、総額100万円に対して、救急講習講座などは年間100回やっていて、防災リーダー養成講習も年の100人くらいが参加していることを考えると、人材育成の継続が、ここでガタッと落ちてしまうことが不安に思う。同時に、救急講習などをfanさんに委託していたものを、今後は職員で対応するとのことで、職員の負担も心配である。また、鷺山委員がおっしゃられたように、全体のガクツとした感じが、また疲労と重なってしまう不安があるので、例えば消防のOBの方などのご協力をいただいて、別の方法で育成または継続の人材発掘していく手段を新たに考えなければいけないと思った。

○鷺山喜久委員

縁結びプロジェクトはずっと中止でいいと思う。男性と女性が一緒になることは大事なことであると思うが、当人としてみれば、大きなお世話であり、自分のことは自分で決めますという考え方もあると思う。だから、縁結びプロジェクトは、強制的はまずいので、止めついでにずっとやめたらどうかというのが私の考え方である。

○松浦昌巳副委員長

反対討論をさせていただく。実は、私は縁結びプロジェクトの委員をやっているのですが、逆に必要性があると思っている。今の若い人たちは、なかなか、うまく見つけられないというのが現状である。何かのきっかけがないと、マッチングをさせるアプリであるとか、いろんなところで流行っているが、掛川市が、これに取り組むということは意義があるかなと思っているので、是非、今回は縮小するが、来年度はやっていただければと思う。

○鈴木正治委員

私も周りの中で、結婚したいが相手がいないという人が何人かおり、相談を受けている。私も何人かに話をしたがなかなかうまくいかない。個人では限界がある。こういう縁結びプロジェクトにより、なんらかの結びつきが出来れば、100人のうち1組でも良いと思うし、それはそれで価値があると思う。ということで、来年はやったほうが良いと私は思う。

○鷺山喜久委員

これは民間に委託している事業である。直営で市役所がやったりすると、人が集まらないうと、上司がお前はまだ独り者だから行って来いと強制になってはいけない。その人の結婚に対する考え方とか、それを強制でやると人権問題にも絡むので、今は市でやっていないので良いが、市が委託したところに実績に応じて事業費を払うことになったら、受託者は、とにかく婚姻届だけ出してなど変なことになってはいけないので、あまり無理してやらない方がいいよというのが私の考えである。

○大石勇委員

松浦副委員長に伺うが、年間の活動は結構あるのか教えていただきたい。

○松浦昌巳副委員長

サポーター制度が始まったのは昨年の秋からで、サポーター自身は現在15人程度おり、嶺岡議員も実はサポーターである。婚活のマッチングを希望している方が10人程いて、本年度、新たに事業を拡大していた矢先にコロナになってしまい、会議もできないし、マッチングの企画も通らないということで、全く今は機能していない状態になっている。ただし、流れとしては、とても良い状況で推移していたので、このまま進めば良い成果が出たのではないかなと思う。

○大石勇委員

対象は、男の人も女の人も市内か。

○松浦昌巳副委員長

市内である。

○大石勇委員

例えば、掛川市は男の人で40歳位の独身の方が結構いるが、菊川市とか御前崎市とか近隣にいい人いないかといところまではいっていないか。

○松浦昌巳副委員長

掛川市の事業なので、掛川市民を対象としている。12月の一般質問で嶺岡議員が、県内全域でと言ったが、まだそこまではいっていない。

○鈴木正治委員

市内だと知っている人がいると進まないの、市外の方がいい。

○松浦昌巳副委員長

やってみて分かったが、近い人同士では繋がらない。少し離れている人の方が繋がる。

○藤澤恭子委員

わりと市内の方は、藤枝市とか島田市に婚活の相談に行ったりしている。

[討 論 なし]

[採 決]

議案第69号 令和2年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第1款 議会費
第2款 総務費（第1項のうち所管外部分を除く）
第9款 消防費
第2条 債務負担行為の補正
第3条 地方債の補正

全会一致にて原案とおり可決

[11:52 ~ 11:56]

②議案第79号 掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

[消防総務課、説明 11:52 ~ 11:56]

[質 疑 なし]

[討 議 なし]

[討 論 なし]

[採 決]

議案第79号 掛川市消防団員等公務災害補償条例等の一部改正について

全会一致にて原案とおり可決

[11:58 ~ 12:30]

③議案第75号 掛川市税条例等の一部改正について

[市税課、説明 11:58 ~ 12:15]

[質 疑 12:15 ~ 12:30]

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○大石勇委員

P165の固定資産税のところ、これだけ読んでるとあまり変わらないような気がするが、固定資産税を今まで払っていた人が不明になってしまったと、使用した人に固定資産税がかかりますよ、ということだね。なおかつ、その旨を事前に使用者に通知するものとする、この部分が新しく入ったということか。それだけの追加でいいか。やることそのものは、これまでと一緒か。

●岡田資産税課長

やり方は今までと変わっていない。今回の改正にあたっては、今まで不明だった、例えば課税が保留になっている、相続放棄した方について、課税ができなかった場合に、使用者にも課税ができるようになった。その改正である。

○大石勇委員

今までも使用者か。

●岡田資産税課長

今までは登記名義人で、使用者については代表届けがでてくれば。

相続で亡くなった方がいた場合については、その人が今後税金を払うということで書類を申請していただくものである。

○大石勇委員

相続をする人がいればか。

●岡田資産税課長

はい。どなたが相続したのかわからない場合について、私たちが相続人を探すのは大変なので、亡くなった方の親戚とかに申請をしてもらう。今後、この方に課税する、そのような手続きである。

○大石勇委員

使用者を所有者とみなしてと書いてある。相続する人もいないし、土地も建物もあるけども、親戚などもうわからない、そういう場合はそこを使っている人に税金を払ってもらおうということか。

●岡田資産税課長

その通りである。

○大石勇委員

その旨を使用者に通知しなければならないと書いてある。

●岡田資産税課長

今までは使っていても、税金を課税することができなかったが、今回からは使っている人がいたらその方に通知をして、税金をかけるよというお願いをする改正である。丁寧に説明をさせていただいて、税金を課税させていただく。

○大石勇委員

もちろん、そうだ。

○鈴木正治委員

相続できていれば何も問題ないけど、相続しなくて相続対象者が数人いて決まらない場合には、今までは課税対象にならなかったのか。

●岡田資産税課長

相続人がいらっしやれば、その方に課税をしていた。相続を放棄された方とか、外国人で外国に帰ってしまっって所有者がわからない方、そのような場合でも家を使っている方がいた場合には使用者に課税する、という改正である。

○鈴木正治委員

土地でも同じか。家が建ってなくて、単なる土地で誰も使っていない、昔誰か持っていたけど絶えて、空き地があるからそこへ作物を作ったら、勝手に作ったその人が課税対象になるのか。

●岡田資産税課長

使用者について課税なので、耕作している方をお願いしていくことになる。

○鈴木正治委員

所有権を認めるわけではないのか。

●岡田資産税課長

所有権を認めるわけではない。あくまで、所有権は登記による。

○鈴木正治委員

わかりました。

○大石勇委員

使用者は所有者ではないが、課税の対象になるということを、わかりやすく丁寧に説明して税金を払ってもらうようにしていく、ということでもいいか。

●岡田資産税課長

その通りである。

○鈴木正治委員

今のように、課税しなければならないが課税する人がなくて、課税されてない土地等ほどのくらいあるか。

●岡田資産税課長

令和2年度の課税で、28件で税額は300万円。

その中で一番金額が大きかったものについては、228万円、2番は64,000円、3番が58,000円、全部で約300万円である。

○大石勇委員

ほとんど土地か。

●岡田資産税課長

土地のみが9件で183,800円、家屋のみが10件で193,200円、土地と家屋合わせて9件で2,606,900円である。

○大石勇委員

わかりました。

○鷺山喜久委員

説明資料のP11の46条の改正、48条の改正の囲みの中に、連結納税制度の廃止に伴うと書いてあるが、その結果によって納税者が有利になったり、損になったり、活きた事例があるか。

●石田市税課長

連結納税制度は、平成14年度に創設されたが、企業グループ内、親法人が子法人の分も合わせて損益を通算して、マイナスのところにはプラスの益を入れて通算する制度である。今回の改正というのは、その制度のうち、申告書の提出とか納付の事務を、今までは親法人がすべて子法人の分もやっていたのが、各子法人が事務所を置いている所轄税務署、例えば掛川であれば掛川税務署に提出するというものである。今までは、親法人の税務署にまとめて提出していたが、管轄する各税務署に、申告と納付を子法人がやることに改正されたが、地方税である法人市民税については、地域における受益の負担の関係があり、考慮をされているので、そもそも連結納税制度の損益通算は行われていない。委員がおっしゃったように、税金に何か関係するかということはない。法人市民税の場合は、今現在も各子法人が、所在地の税務署に申告書を提出し、納付も自分の会社が行っている形になっている。

○鷺山喜久委員

今までは親法人が一括して東京へ申告していたが、子法人の中の 하나가掛川にあれば掛川税務署に申告をするということになるのか。

●石田市税課長

その通りである。

○鷺山喜久委員

東京にはプラスの申告をした、法人市民税だから掛川へマイナスの申告はないと思うが、プラスマイナスで調整をして、還付をしなければならないということはないか。

●石田市税課長

法人市民税の課税については、国税である法人税を課税標準として、法人市民税を計算していくので、国へ提出した法人税が例えば赤字で0円だった場合は、当然法人市民税も申告はあるが、法人税割は0円となり、均等割のみがかかる。

○大石勇委員

マイナスであっても、法人市民税の法人税割は0円。基本的には決まっているか。マイナスであっても5万円とか、均等割はかかるか。

●石田市税課長

その通りである。例え、法人税割がでない場合であっても、均等割については、資本金の額と従業員の人数により1号から9号まで分かれているが、その均等割がかかってくる。

○鈴木正治委員

104条たばこの関係で、この税制は、非常にコストがかからない極めて効率的な税制で、いま6億円くらいあったと思うが、紙巻たばこと葉巻たばこを換算して課税していくとのことだが、掛川でも該当するようなものがあるか。

●石田市税課長

たばこ税の申告については、卸しをしている企業が紙たばこに換算したものを市に報告してくるので、そのうち、葉巻たばこの分がこれだけというのは市ではわからない形になっている。リトルシガーというものがこれにあたり、葉巻たばこの細かいものが最近でているが、それについて掛川市内での販売等はしているので、市に入るたばこ税に含まれている。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

[討 議 なし]

[討 論 なし]

[採 決]

議案第75号 掛川市税条例等の一部改正については

全会一致にて原案とおり可決

3) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 5項目

閉会中継続調査申し出事項 5項目で了承

4) その他

5) 閉会 12:31